

主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/1/15~)

対象品目	原産国・地域							左記以外の国・地域
	(注1)	中国	カナダ	メキシコ	ブラジル	インド	EU	日本
鉄鋼・アルミ製品 (および派生品)	計60%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
	鉄鋼・アルミ関税 50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IIEPA関税 (特定国対象) 10%						関税割当の設定を検討	英国は25%
自動車および同部品	計35%	計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
	自動車・同部品関税 25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
	IIEPA関税 (特定国対象) 10%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除				英国は年間10万台まで10%、 日本・EU・韓国はMFN税率を含め15%		
中・大型トラックおよび同部品 (注2)	計35%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%
	中・大型トラック同部品関税 25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
	IIEPA関税 (特定国対象) 10%	USMCAの自動車原産地規則を満たす中・大型トラックは非米国産部分のみ関税適用 中・大型トラック部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除						
銅 (派生品・半製品)	計60%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
	銅関税 50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IIEPA関税 (特定国対象) 10%	35%	25%					

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される

(注2) 米国関税分類表（HTSUS）8702に分類されるバスなどには10%の関税が賦課される

(注3) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法（IIEPA）を根拠法に発動（出所）米国政府発表資料などから作成、2026年1月16日時点

主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/1/15~)

(注1)

原産国・地域

対象品目



左記以外
の国・地域

計20%

計10%

計10%

計10%

計10%

計10%

計10%

計10%

木材・ 製材

木材・製材
関税

10%

10%

10%

10%

10%

10%

10%

10%

IIEPA関税
(特定国対象)

10%

計35%

計25%

計25%

計25%

計25%

計15%

計15%

計25%

木材 製品

(ソファなど
布張りの木材製品、
キッチンキャビ
ネット、洗面化粧
台および同部品)

木材製品
関税

25%

25%

25%

25%

25%

15%

15%

25%

IIEPA関税
(特定国対象)

10%

2027年1月1日に関税率を引き上げ予定

英国は10%、日本・韓国・EUは
MFN税率を含め15%

半導体 (特定の仕様 を満たす 製品)

半導体
関税

25%

25%

25%

25%

25%

25%

25%

25%

IIEPA関税
(特定国対象)

10%

計20%

計35%

計25%

計50%

計50%

15%
または
MFN税率

15%
または
MFN税率

合計は国・
地域に
より異なる

7/31付
大統領令に
基づく税率

上記以外 の品目

相互
関税

34%

うち10%ベース
ライン関税のみ適用中

IIEPAカナダ・メキシコ関税適用中は免除

12% 12%

10%

25%

日本・EU・韓国・スイスは
MFN税率<15%→15%
MFN税率>15%→MFN税率

※EUの一部品目についてはMFN関税のみが適用

IIEPA関税
(特定国対象)

10%

35% 25%

40%

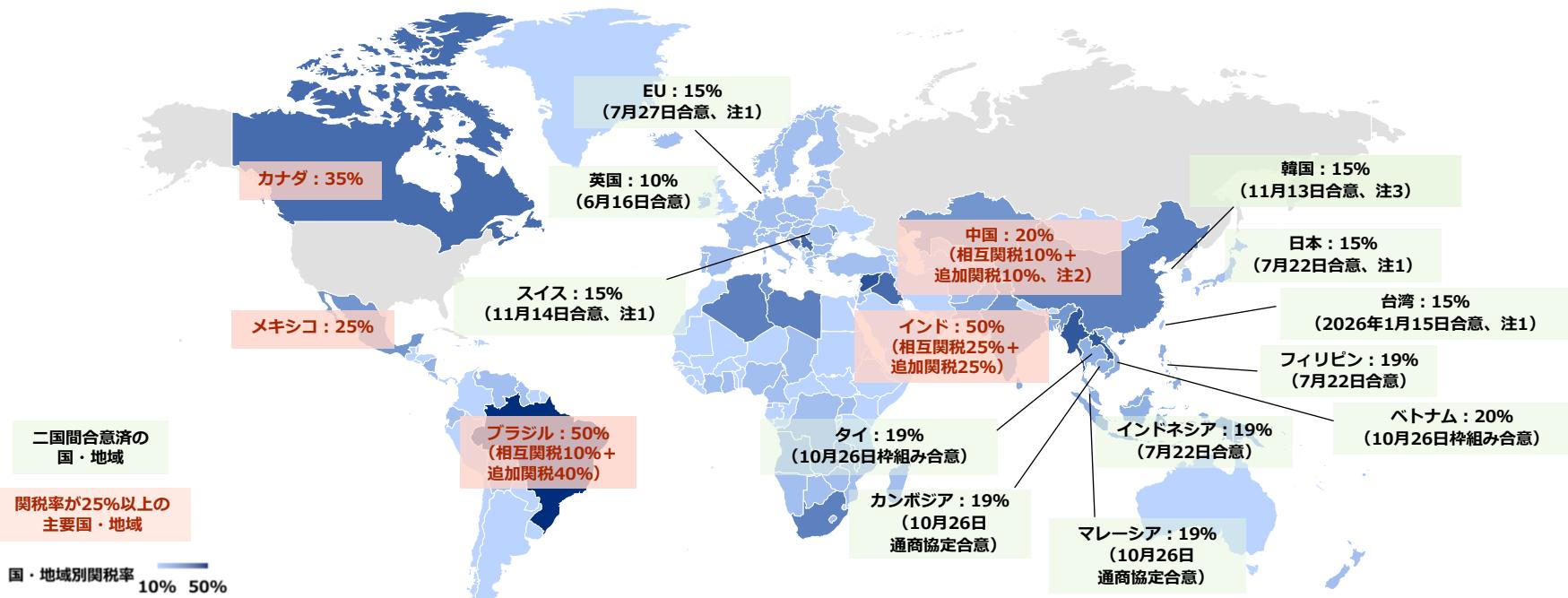
25%

対象外品目あり、
7/30付大統領令 Annex I 参照

各国・地域の追加関税率と合意内容

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により**69カ国・地域**に対し10~41%の関税を賦課。
- 中国、インド、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で齟齬も。

各国・地域の追加関税率、合意済の国・地域



© Australian Bureau of Statistics, GeoNames, Geospatial Data Edit, Microsoft, Navinfo, Open Places, OpenStreetMap, Overture Maps Fundation, TomTom, Zenrin

(注1) EUおよびスイス、日本、台湾からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表（HTSUS）の一般税率（MFN税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。

(注2) 中国原産品の一部品目は1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(注3) MFN税率（米韓自由貿易協定を適用する場合はその税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。

(出所) 米国政府発表資料、トランプ大統領SNS、各国政府発表資料などから作成（2026年1月16日時点）